

平成 24 年 5 月 10 日

各 位

銀行等保有株式取得機構

受託会社募集について

当機構は、特別勘定で買い取った株式等の管理・処分を行う受託会社を以下のとおり募集いたします。

1 応募資格

- (ア) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること。
- (イ) 一以上の信用格付業者（金融商品取引法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者をいう）から、長期の債務を履行する能力について、信用格付を得ていること。（ただし、依頼格付に限る）
- (ウ) 平成 24 年 3 月末時点において、金銭又は有価証券の信託にかかる信託財産として所有する株式の金額（再信託契約または共同受託契約に基づくものを含む）が 2 兆円以上あること。
- (エ) 過去 5 年以内に資産運用・資産管理業務に関し、著しく不適当な行為をしていないこと。
- (オ) 資産管理業務について、当機構の指定する信託銀行に再信託あるいは共同受託できること。
- (カ) 再開前買取株式に係る勘定、余裕金運用に係る勘定、法改正（平成 21 年 3 月第三次法改正）に基づき再開した買取株式等（以下、「再開後買取株式等」）に係る勘定についてそれぞれ分別管理できること。
- (キ) 今後法改正等により委託業務内容の見直しが必要となった場合には、改めて受託会社を募集するまでの間、機構がおかれている状況を理解し適確に対応できること。

2 信託契約の種類

- 単独運用指定包括信託契約等（再開前買取株式・再開後買取株式等）
- 単独運用指定金外信託契約等（余裕金運用）

3 信託契約の期間

当局認可より 2 年間

(ただし、受託会社の執行能力等を踏まえ、期間内でも機構の判断に基づき受託会社の見直しができるよう契約内容を検討する。)

(尚、今後法改正により委託業務内容の見直しが必要となった場合は期間内であっても受託会社募集を改めて行うことがある。)

4 提出書類

(ア) 受託会社入札参加届出書 (様式指定)

(イ) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和 18 年法律第 43 号) 第 1 条第 1 項の認可に関する通知の写し

(ウ) 信用格付業者からの信用格付け (長期の債務を履行する能力について) を証する書類 (複数ある場合は 1 つのみで可)

5 提出期限・方法

平成 24 年 5 月 18 日 (金) 13 時

なお、不足書類、記入漏れ等がある場合は、提出期限までに修整手続きが完了していることが必要です。

電子メールでファイル*送信いただき、その後原本を一部郵送願います。持参不可とします。

※電子メールアドレス : bspc@bspc.jp

ファイルは①表紙 (捺印後のものを PDF ファイル)、②提案本文 (ファイルはマイクロソフト/オフィス 2003 で開ける形式) の二つを送信願います。

6 今後のスケジュール

受託会社入札参加届出書を提出し、応募資格を満たす先について、詳細な要領を送信致します。

本件に関する問い合わせ先 業務課 03-3553-1762